


| | | | | | | | |
|--|------|---------------------------------|--|--------|-----------------------|--------|---|
| 所管部課 | | 福祉部 障害福祉課 | | 部長 | 田口茂夫 | |  |
| 件名 | | 東大和市地域自立支援協議会設置要綱の一部を改正する要綱について | | | | | |
| | | 区分 | | 1 審議事項 | <input type="radio"/> | 2 報告事項 | |
| 関係事項 | 条例規則 | | | | | | |
| | 部課機関 | | | | | | |
| <p>1. 要旨</p> <p>当市においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者並びに関係機関等による委員で構成する東大和市地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置している。</p> <p>現在の協議会委員の任期が令和3年3月31日で終了することに伴い、次回の任期以降の委員構成の見直しを行うものである。</p> <p>(1) 主な内容 協議会を構成する委員に「東大和市精神障害者地域生活支援センターウエルカムの職員 1人以内」を加える。 これに伴い、協議会の組織を「16人以内」から「17人以内」に改正する。</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地域生活支援拠点等における基幹相談支援センターの実施機関である東大和市精神障害者地域生活支援センターウエルカムの職員を加えることにより、さらに充実した協議が行える。</p> | | | | | | | |
| <p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成31年 4月 東大和市地域自立支援協議会委員改選（任期は令和3年3月31日まで）</p> <p>令和 2年 4月 東大和市精神障害者地域生活支援センターウエルカムが、東大和市総合福祉センターは～とふる及び市と共に、地域生活支援拠点等における基幹相談支援センターの実施機関として、位置付けられた。</p> | | | | | | | |
| <p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p> | | | | | | | |
| <p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p> | | | | | | | |
| <p>5. 審議結果</p> | | | | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。